

女性に対する暴力の根絶をめざそう！

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する重要な問題であり、現在深刻な社会問題になっています。特に、家庭内で行われることもあり、潜在化してしまっているケースが少なくありません。

今年3月に策定された「大山町男女共同参画プラン」の中から、女性に対する暴力をとらえてみたいと思います。

女性に対する暴力が発生する背景には、女性に対する人権の軽視、暴力を容認してしまう風潮があると考えられます。

女性の人権問題として、よく取り上げられるものに、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などがあります。

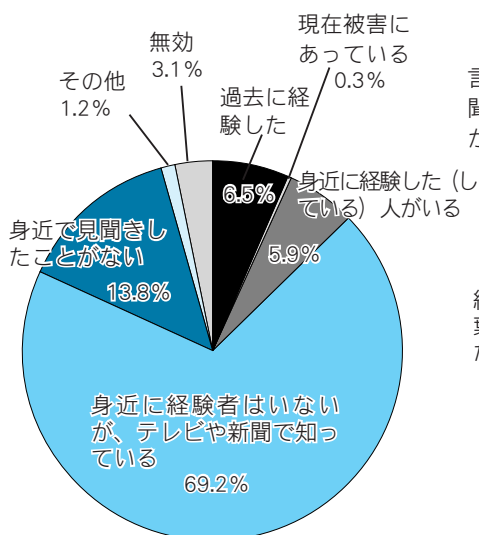
その背景として、「男だから、女だから、〇〇をやるのが当然だ」といったような男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、古くから残る社会構造が原因であると考えられます。

本町で平成18年11月に実施し

た「大山町男女共同参画に関する町民アンケート」でも、ドメスティック・バイオレンス(DV)で9.1%、セクシャル・ハラスメントは12.6%、ストーカー行為は6.5%と、女性が直接に経験したことがあるという結果が出ています。この数字は大変高い数字であります。

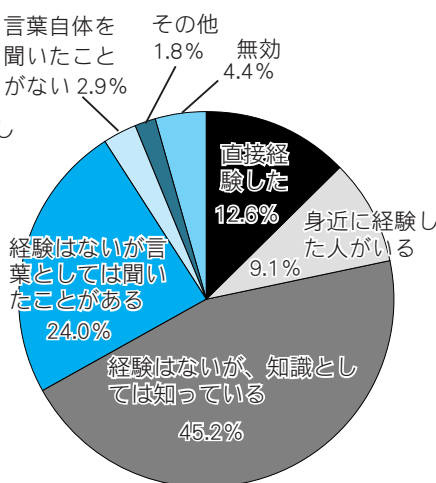
職場、家庭、地域社会など、社会のさまざまな場所で、女性など弱い立場にある人たちなどに対する暴力をなくし、人権を尊重し、性別などにとらわれずに、一人ひとりが人間として尊重される社会が実現するようにしたいものです。

大山町男女共同参画に関する町民アンケート結果（女性の回答）



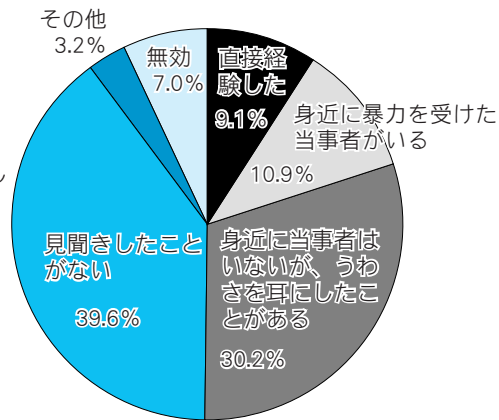
ストーカー行為

つきまとい、待ち伏せ、行動の監視、連続した無言電話やファックスなどの「つきまとい行為」を、同一の者に対して繰り返し行うことをいう。



セクシャル・ハラスメント

一般的には、広く性的な嫌がらせの意味で使われるが、狭い意味では、就労の場において、意に反した性的な言動により、不利益を受けたり、就業環境の悪化を招くことをいう。



ドメスティック・バイオレンス(DV)

女性に対する身体的暴力のほか、精神的暴力(無視する、見下した言い方をするなど)、性的暴力(避妊に協力しないなど)、子どもを利用した暴力(子どもを取り上げるなど)などがある。